

「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン

取扱マニュアル (宿泊・旅行)

令和3年4月9日
＜HP掲載用＞

＜旅行会社用＞

「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン事務局

目次

1. はじめに -----	2
2. 「旅して応援！」あきた県民割キャンペーンとは -----	3～12
3. 「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン各種手続きについて -----	13～15
4. 事業の流れについて -----	16～18
5. 団体旅行の留意事項 -----	19～20
6. 販売における留意事項 -----	21
7. 「旅して応援！」あきた県民割キャンペーンの利用に係わる留意事項 -----	22～26
8. その他 -----	26

1 はじめに

「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン（以下「本事業」という。）における宿泊、旅行商品の割引の申請については、本書「旅行会社取扱マニュアル」（以下「取扱マニュアル」という。）を確認の上、お間違いのないようお願いいたします。

なお、本書に記載のない事項につきましては、その都度、「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン事務局（以下「事務局」という。）までお問い合わせください。

※対象商品の販売に際しては、補助事業であることを明らかにするとともに、本来の価格と割引後の価格（助成後の価格）を明示し、その差額に対し助成があることを消費者が明確に認知できるようにすること。

【記載例】訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（地域観光事業支援）を活用しています。

専用コールセンター電話番号

●旅行会社向け 「旅して応援！」あきた県民割コールセンター

（9時～18時 年中無休）

0120-310-012

【本事業への参加条件】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴い、本事業の実施を取りやめることとした場合
※、本事業を一時休止することに同意できること。
※秋田県内において、新型コロナウイルス感染症が拡大し、県が定める警戒レベル「レベル4」相当に達した場合、かつ県内全域に不要不急の外出自粛を要請した場合、キャンペーンを停止することがあります。
- ・事務局が決める各社ごとの販売計画に応じた予算配分に同意できること。（予算管理を自社で行う場合のみ）
- ・秋田県内に支店または営業所等を有していること
- ・本書に示す事業内容等に同意できること。

本マニュアルは、2021年4月9日時点の情報になります。

最新情報は、キャンペーン特設ウェブサイトをご覧ください。（4/14オープン予定）

特設サイトURL <https://aki-wari.com>



※キャンペーンページがオープンするまでの間は、秋田県公式HP「美の国あきたネット」をご確認ください。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/56741>

2 「旅して応援！」あきた県民割キャンペーンとは

1. 旅行対象期間

【宿泊旅行および宿泊を伴う旅行商品】

令和3年4月3日（土）宿泊及び旅行開始から令和3年5月31日（月）宿泊（6月1日（火）チェックアウト及び旅行帰着）まで。

【日帰り旅行商品】

令和3年4月3日（土）から令和3年5月31日（月）まで

※教育旅行団体においても、2021年4月3日（土）～2021年5月31日に催行する旅行を対象とする。

2. 割引の対象となる商品

宿泊先及び立ち寄り施設に県外の施設が一カ所でも含まれていれば、支援対象外となりますのでご注意ください。

【宿泊商品】

旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）を営む施設、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出に係る住宅又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条第1項の認定を受けた事業を営む施設（以下「宿泊施設」という。）で提供される宿泊サービスを含む商品であること。

- ・日帰りプランで宿泊施設の利用開始時と利用終了時が同日（デiyユース）であるもの。

ただし、以下のものは対象外となります。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を伴う商品。
- ・日帰りプランの、客室利用を伴わないプラン（例：ランチと温泉利用セットプラン）

【留意事項】

- ・外国籍の方も秋田県内居住の場合は対象となる（日帰りも同様）。
- ・その他事務局が対象として適切でないと認めるものは対象外とする。

2 「旅して応援！」あきた県民割キャンペーンとは

【宿泊商品】

旅行者の予約時に、**宿泊代金+a**のセットになったプラン代金が割引の給付対象となる。

+aに当てはまるもの、当てはまらないものについて代表的な事例を以下に例示する。

※入湯税、サービス料もプランの中に含まれていれば、割引の給付対象となる。

※割引対象となるのは基本宿泊料金（1泊2食、1泊朝食、RC）とする。

※「+a」の部分について、こちらで例示する基準・考え方に照らし、本事業の支援の対象として適切であると認めるか否かを社会通念上の観点も含めて総合的に判断することとしております。

【セットプランとして追加可能な項目可否一覧表（例）】

※当日に追加発生する場合は対象外となる。

※宿泊施設が宿泊サービスと交通サービスをセットで商品販売する場合は、原則として旅行業の登録が必要となる。

+aの部分	対象
飲み物（飲み放題等による宿泊代金とのセットプラン）	○
朝食（セットプラン）	○
夕食（セットプラン）	○
お土産（セットプラン）	○
入場券（換金性が低く、且つ、払い戻しが出来ないもの）	○
エステ・マッサージ（セットプラン）	○
体験型アクティビティ（ゴルフ、スキー等を含むセットプラン）	○
高速バス（セットプラン）	○
旅客船（セットプラン）	○
タクシー（セットプランで料金が確定しているもの）	○
ハイヤー（セットプランで料金が確定しているもの）	○
有料道路（セットプランで料金が確定しているもの）	○
レンタカー（セットプランで料金が確定しているもの）	○
金券類等 （ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、クオカード、旅行券、宿泊券、切手、 収入印紙、ギフト券、ガソリン券等）	×
施設原資のポイント、及びマイレージ	×
転売や払い戻しにより換金することが容易なもの（換金性の高いもの）	×
JR券（企画乗車券は除く）	×

2 「旅して応援！」あきた県民割キャンペーンとは

【宿泊を伴う旅行商品】

- ① 募集型企画旅行
- ② 受注型企画旅行
- ③ 手配旅行

【宿泊代金・旅行代金に含められないもの】（代表的なものを例示）

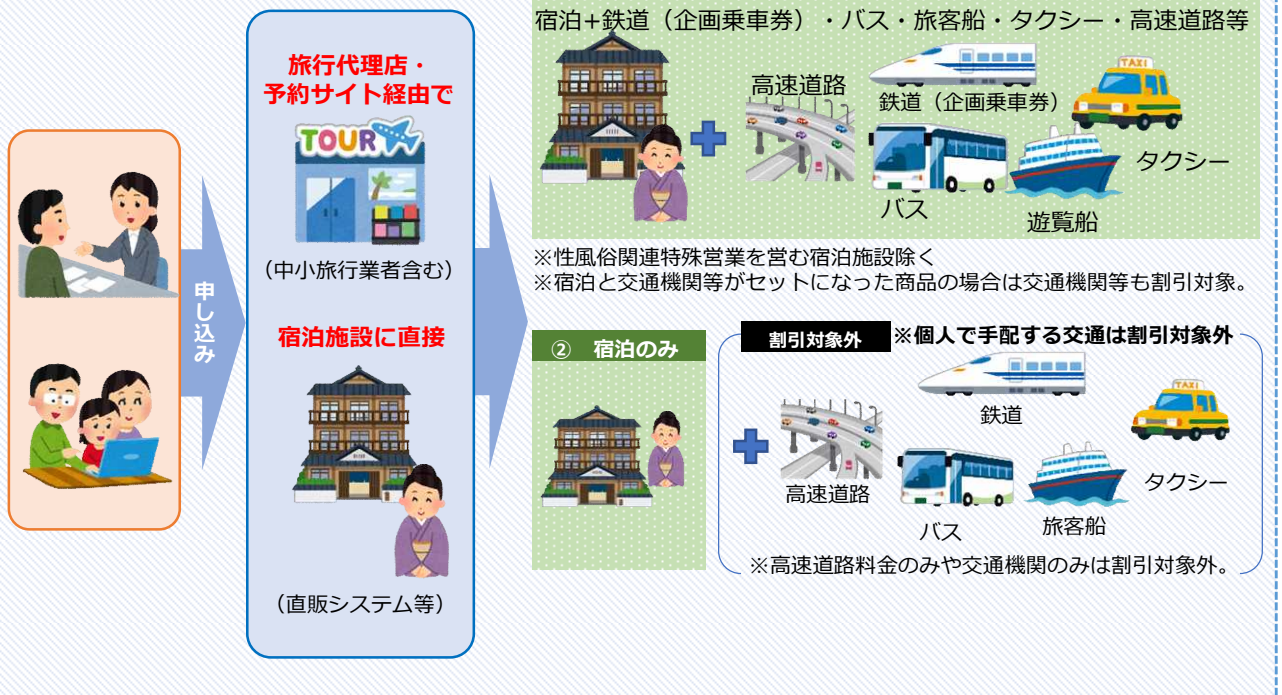
- ① 換金性の高いもの
 - ・金券類（QUOカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等）
 - ・鉄道の普通乗車券・特急券（指定席券等を含む）・回数券等払い戻しによる現金が渡るもの。
 - ・収入印紙や切手
- ② 上記のほか、事務局が対象商品として適切でないと認めるもの

給付対象となる旅行の例

宿泊旅行の場合

・・・割引対象範囲

個人旅行（家族旅行含む）



団体旅行



※宿泊施設が、宿泊サービスと交通サービスをセットで商品販売する場合は、原則として旅行業の登録が必要。
 ※外国籍の方も日本国内居住の場合は対象となる。

2 「旅して応援！」あきた県民割キャンペーンとは

【日帰り旅行商品】

- ① 募集型企画旅行
- ② 受注型企画旅行
- ③ 手配旅行

- 同日中に発地に戻ることが予定されている運送サービスを含むこと。
※ ただし、午後出発（1日目）に出発して日付が変わる深夜（2日目）に帰着する様な場合は、同日中に発地に戻ることが予定されているものとみなして対象とする。
- 旅行先で「運送サービスを提供する者」以外の者が提供する運送・宿泊以外の旅行サービス等を含むこと。

※ただし、上記2つの条件を満たすものであっても、社会通念上、当該商品が2地点間の移動のみを主たる目的とする場合及び地域での消費喚起にほぼ裨益しないと評価される場合を除く。

【日帰り旅行として対象となるもの】（代表的なものを例示）

往復の運送サービスと旅行先で消費となる食事や観光体験等が含まれるもの

- 往復の乗車券（企画乗車券）と体験型アクティビティ（ゴルフ利用等を含む）がセットになった旅行
- 往復の乗船券と旅行先でのランチがセットになった旅行
- 貸切バスと果物狩り体験等がセットになった旅行

【日帰り旅行として対象にならないもの】（代表的なものを例示）

- ① 旅行会社（販売箇所）以外で払い戻し手続きをとることで割引前の金額の返金を受け、不正に給付金を受給することができるもの
 - 鉄道の普通乗車券、特急券（指定席券等を含む）、回数券など※販売箇所以外で払い戻しができないよう適切に管理できるものは対象とすることができる。
- ② 運送サービスしか含まれていないもの
 - 鉄道乗車券+乗船券
 - 地域周遊きっぷのみ
 - 往復バスの乗車券のみ
- ③ 同日中に発地に戻ることが予定されていないもの
 - 目的地までの片道のバス乗車券と食事
- ④ 地域での消費に寄与しない組み合わせ
 - 往復の乗車券と車中でのドリンク引換券
 - 往復のバス乗車券と現地での無料観光施設（公園等）入場
- ⑤ 上記のほか事務局が対象商品として適切でない判断したもの

2 「旅して応援！」あきた県民割キャンペーンとは

日帰り旅行の場合

個人旅行・団体旅行

例：往復交通+a



申し込み

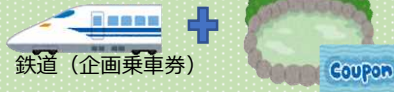
旅行代理店・ 予約サイト経由で

※旅行業登録を受けた
交通事業者が
販売する場合を含む



(中小旅行業者含む)

往復乗車券+日帰り温泉券



鉄道（企画乗車券）

往復乗車券+旅行先でのランチ



高速道路周遊バス+体験型アクティビティ



高速バス往復+いちご狩り



貸切バス+体験型アクティビティ



地域周遊きっぷ+うどんめぐり券



※旅行者自身での直接手配は対象外。

※往復の乗車券等の移動+旅行先での消費となる食事や観光体験等とのセットプランが対象。

※外国籍の方も秋田県内居住の場合は対象となる。

2 「旅して応援！」あきた県民割キャンペーンとは

【宿泊を伴う旅行構成要素可否一覧表（現地で新たに発生した支払いはすべて対象外）】

No		項目	宿泊を伴う旅行	備考
1	交通	航空（団体割引運賃・団体包括運賃・個人包括運賃）	×	県を跨ぐ旅行は対象外
2		航空（普通航空券・個人用各種割引運賃）	×	県を跨ぐ旅行は対象外
3		鉄道（JR券マル乗車券）	○	
4		鉄道（JR団券、団体乗車券、団体特急券）	×※1	
5		鉄道（個人用）乗車券、特急券、寝台券、指定席券、地域周遊きっぷ等	×※1	
6		貸切バス（乗務員宿泊費・食事代、バスガイド代、駐車場代金含む）	○	
7		定期観光バス	○	
8		高速バス	○	
9		旅客船（客船クルーズ）	○	県を跨がず、チャーターで利用する場合は対象。 秋田発着で、秋田以外の寄港地が無い場合
10		旅客船（遊覧船）	○	起点と終点が一致する寄港地のない一定の航路において不特定の人の運送を行う事業
11		観光タクシー・ハイヤー	○	
12		レンタカー	○	「宿泊+レンタカー」のセットプランや「レンタカー+体験型アクティビティ」の場合のみ
13		索道（リフト・ロープウェイ、ケーブルカー等）	○	
14	宿泊施設 ※3	旅館・ホテル	○	
15		民泊	○	
16		ゲストハウス・ドミトリー・ユースホステル・カプセルホテル	○	
17		会員制のリゾートホテル・マンション	○	一泊あたりの宿泊代金が設定されていないものは対象外
18		農泊	○	
19		キャンプ場のコテージ、バンガロー、常設のテント	○	
20	キャンプ場のテント区画（旅館業法の認可が必要ない）	×		
21	宿坊	○		
22	食事・ 入場	食事	○	
23		お弁当、お土産	○	
24		観光・入場	○	
25		テーマパーク等での入場券	○	
26	体験型アクティビティ等	○	ゴルフ、ラフティング体験、果物狩り体験、レンタカー、レンタサイクル等	
27	その他	添乗員・ガイド同行費用	○	
28		旅行計画作成にかかる企画料金（募集型企画旅行、受注型企画旅行のみ）	○	
29		旅行業務取扱料金（手配旅行のみ）	○	
30		金券類等	×	ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、クオカード、旅行券、店舗が独自に発行する商品券、切手、収入印紙等
31		台風等による自然災害による急遽追加的に発生した費用	×	
32	旅行会社を経由してない手配項目（現地追加費用含む）	×		

※1 販売個所以外で払い戻しにつながらないよう適切に管理することを条件に対象とすることができる。

・適切な管理：①添乗員が旅行終了まで管理できること。

②券面に販売個所以外で払い戻しができない旨、該当運送事業者指定の文言が記載されていること。

※2 予約・宿泊の当該記録を宿泊の事実を裏付けるものとして事務局に提出することができる以下の宿泊施設を運営する者。

旅館業法第2条第1項に規定する旅館業（下記営業を除く）を営む施設、住宅宿泊事業法第3条第1項の届出に係る住宅又は国家戦略特別区域法第13条第1項の認定を受けた事業を営む施設。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する姓風俗関連特殊営業を除きます。）

2 「旅して応援！」あきた県民割キャンペーンとは

【日帰り旅行構成要素可否一覧表（現地で新たに発生した支払いは全て対象外）】

※ 日帰り旅行の定義：「往復の乗車券等の移動（交通）【A】 + 旅行先での消費となる食事や観光体験等」【B】の組み合わせで対象となる。

No	項目	日帰り旅行	備考
1	航空（団体割引運賃）	×	県を跨ぐ旅行は対象外
2	航空（普通航空券・個人用各種割引運賃）	×	県を跨ぐ旅行は対象外
3	鉄道（JR券マル契乗車票）	○	
4	鉄道（JR団券、団体乗車券、団体特急券）	○※1	鉄道以外で食事・入場など組み合わせた場合のみ対象
5	鉄道（個人用）乗車券、特急券、寝台券、指定席券、地域周遊きっぷ等	×	
6	貸切バス（乗務員宿泊費、乗務員食事代、バスガイド、駐車場代金含む）	○	
7	定期観光バス	○	
8	貸切バス	○	
9	旅客船（客船クルーズ）	○	県を跨がず、チャーターで利用する場合は対象。 秋田発着で、秋田以外の寄港地が無い場合
10	旅客船（遊覧船）	×	起点と終点が一致する寄港地のない一定の航路において不特定の人が運送の行う事業 ※単品での販売
11	観光タクシー・ハイヤー	○	
12	レンタカー+体験型アクティビティ」の場合のみ	○	有効期間は当日に限る ※オンライン予約は対象外
13	索道（リフト券）	○	片道ではなく、往復交通機関とみなすのみ対象
14	ロープウェイ、ケーブルカー	○	
15	食事	○	車船中、出発地の駅ターミナル内で利用できるものは対象外
16	お弁当、お土産	○	車船中、出発地の駅ターミナル内で利用できるものは対象外
17	観光・入場	○	
18	テーマパーク等での入場券	○	
19	体験型アクティビティ	○	ゴルフ、ラフティング体験、果物狩り体験等、レンタカー、レンタサイクル等
20	添乗員・ガイド同行費用	○	
21	旅行計画作成にかかる企画料金（募集型企画旅行、受注型企画旅行のみ）	○	
22	旅行業務取扱料金（手配旅行のみ）	○	
23	金券類等	×	ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、クオカード、旅行券、店舗が独自に発行する商品券、切手、収入印紙等
24	台風等による自然災害による急遽追加的に発生した費用	×	
25	旅行会社を経由してない手配項目（現地追加費用含む）	×	

※1 販売個所以外で払い戻しにつながらないよう適切に管理することを条件に対象とすることができる。

・適切な管理：①添乗員が旅行終了まで管理できること。

②券面に販売個所以外で払い戻しができない旨、該当運送事業者指定の文言が記載されていること。

2 「旅して応援！」あきた県民割キャンペーンとは

割引の給付対象となる商品の販売者

給付金の給付対象となる商品を販売する事業者は次のいずれかの者とする。これらの者が、事務局から本事業に参画する事業者（以下「参画事業者」という。）として指定を受けた場合に限り、給付が可能になる。

- ① 旅行業者等（第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業、旅行業者代理業、観光圏内限定旅行業者代理業、住宅宿泊仲介業の登録等をしている者）
- ② 予約・宿泊の当該記録を 宿泊の事実を裏付けるものとして事務局に提出することができる以下の宿泊施設を運営する者。
旅館業法第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）を営む施設、住宅宿泊事業法第3条第1項の届出に係る住宅又は国家戦略特別区域法第13条第1項の認定を受けた事業を営む施設。
※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を除く。

割引の給付対象となる商品の販売者が遵守すべき事項 (参加条件)

事務局は、旅行業者又は宿泊施設の申し出を受けて、当該旅行業者又は宿泊施設が次のいずれにも適合すると認めるときは、参画事業者として指定する。

【感染拡大防止に当たっての措置】

関係する「感染拡大予防ガイドライン」を遵守するほか、以下を遵守すること。

- ① チェックインに際しては、直接の対面を避けるなど、感染予防策を講じた上で**旅行者全員に検温と本人確認を実施することができる。**
- ② 旅行者に検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、週末も含め、最寄りの保健所又は帰国者・接触者相談センターの指示を仰ぎ、適切な対応をとることができる。
- ③ 浴場や飲食施設等の共用施設の利用について、人数制限や時間制限などを設け、三密対策を徹底することができる。
- ④ ピュッフェ方式において、食事の個別提供、従業員による取り分け、もしくは個別のお客様専用トングや箸等を用意し共用を避けるなど料理の提供方法を工夫し、また、座席の間隔を離すなど、食事の際の三密対策を徹底する。
- ⑤ 客室、エレベーターなどの共用スペース等の消毒・換気を徹底すること。
- ⑥ 「参加条件」を徹底・実施している旨をホームページやフロントでの掲示等で対外的に公表すること。
- ⑦ 旅行商品の予約、購入時や宿泊施設でのチェックインの際等に、旅行者が順守すべき事項を周知徹底する。また、若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般的にリスクが高いと考えられるため控えることが望ましい。ただし、それだけをもって一律に支援の対象外とするものではなく、修学旅行・教育旅行などのように、着実な感染防止対策が講じられることを前提に、適切に旅行が実施されるべきことを周知徹底する。
- ⑧ 登録を受けた事業者が上記①から⑦の条件を満たしていないことが発覚した場合、事業者の登録を取消すこととする。

2 「旅して応援！」あきた県民割キャンペーンとは

【執行管理】

- ① 給付金の給付対象となる商品の販売者は、旅行者に受領確認を行う等、正確に地域共通クーポンを付与のうえ、適切に管理すること。
- ② 事業効果検証のため、事務局が求める実績及び販売計画等の報告を行うこと。
- ③ 感染症や災害の状況を踏まえ、本事業の円滑な執行と観光庁が実施する感染症対策・災害対応の措置に協力すること。

【その他】

自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

- (ア)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ)暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ)暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ)自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (オ)暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者
 - (カ)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ)暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ※ 前号のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

2 「旅して応援！」あきた県民割キャンペーンとは

割引金給付額

割引給付額は次のとおりとする。

- ①割引給付額は旅行代金総額を5,000円を上限に2分の1相当額を給付。
- ②（割引額の上限）宿泊を伴う旅行は一人一泊あたり5,000円。
日帰り旅行は一人あたり5,000円を上限に2分の1相当額を給付。
- ③事業期間中であれば給付金の対象となる商品の購入回数に上限はない。
但し、1回の予約で対象となる泊数は7泊までとする。
- ④独自のポイント利用の場合は、ポイント利用額を合わせたひとり当たりの旅行代金総額に対し割引をする。

■割引額 早見表

1人あたりの宿泊・旅行代 (消費税、入湯税、旅行代含む)	割引額
0～1,999 円	対象外
2,000～2,999 円	1,000 円
3,000～3,999 円	1,500 円
4,000～4,999 円	2,000 円
5,000～5,999 円	2,500 円
6,000～6,999 円	3,000 円
7,000～7,999 円	3,500 円
8,000～8,999 円	4,000 円
9,000～9,999 円	4,500 円
10,000円～	5,000 円
	※事務局請求額

■地域限定クーポン 早見表

割引適用後の旅行代金	地域限定クーポン
～1,000円	対象外
1,001円～ 2,000円	1,000円
2,001円～	2,000円

本事業における登録申請

本事業に参画するには、以下のいずれかの登録申請が必要となる。

①情報登録

割引給付金対象旅行の対象施設になり、且つ、地域限定クーポン配布箇所になるための登録

②予算申請（旅行業者）※情報登録を含む。

- ・割引給付金対象となる商品の提供及び予算の配分を受けるための申請
- ・宿泊施設からの委託を受け予算の配分を受けるための申請

※ なお、新型コロナウイルス感染症対策についての同意等も含める。
ただし、同一の法人において、複数店舗の登録・申請も可

①情報登録手続き

【登録対象者】

第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業、旅行業者代理業、観光圏内限定旅行業者代理業、住宅宿泊仲介業の登録等をしている者

【登録期間】

令和3年4月1日～

【登録方法】

送付又はFAXによる申請（送付先は「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン事務局）

【登録に必要な書類】

- (ア) 情報登録申請書
- (イ) 「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン事業参加同意書
- (ウ) その他事務局が必要と認める書類

3 「旅して応援」！あきた県民割各種手続きについて

② 予算申請手続き

【申請対象者】

- ・ 旅行業者

【申請期間】

- ・ 仮申請 令和3年4月9日（金）～4月12日（月） ※受領後、随時配分通知
※4月12日（月）以降も引き続き受け付けている。

【申請方法】

- ・ 「旅して応援」！あきた県民割キャンペーン事務局へ連絡
- ・ 送付またはFAXによる申請（送付先は旅して応援！あきた県民割キャンペーン事務局）

【申請に必要な書類】

- （ア）「旅して応援」！あきた県民割キャンペーン参加同意書
- （イ） その他事務局が必要と認める書類

予算配分の決定、変更、中止について

申請事業者に対する予算配分の決定は以下のとおり取り扱う。

- ① 事務局は、仮枠申請があった場合、申請内容を審査し、秋田県と協議の上、予算配分を決定し、仮給付枠割当額通知書をメール又はFAXまたは郵送にて通知する。
- ② 事務局は、登録申請内容を審査し、秋田県と協議の上、予算配分を決定し、給付枠割当額決定通知書をメールまたはFAXまたは郵送にてする。
- ③ 申請書類を審査した結果、参画事業者の指定を行わない場合には、不採択の旨をメール又は電話にて連絡する。

また、予算配分通知後に、配分された予算を変更する場合は以下のとおり取り扱う。

- ① 予算配分通知後に、次に掲げる事由により参画事業者が配分された予算の変更及び中止をしようとする場合は、給付枠割当額変更・中止・給付枠割当額変更の旨を事務局に連絡する。
 - ・配分された予算の変更がある場合
 - ・事業を中止する場合
- ② 事務局は、変更申請内容を審査の上、配分された予算に変更が生じるときは給付枠割当額変更決定通知書をメールまたはFAXまたは郵送にて通知する。
- ③ 事務局は、対象事業者の事業進捗状況を確認のうえ、配分された予算の増減額を給付枠割当額変更決定の通知ができる。

配分された予算の考え方

配分された予算に対する旅行割引の取り扱いは以下のとおりとする。

【旅行割引】

配分された予算は旅行割引に限定した予算のため、予算を受け取った旅行業者は旅行割引のみに使用すること。

4 事業の流れについて

実績報告書・請求書提出から精算までの流れ

【実績報告書・請求書の提出】

①旅行会社は、当該事業が完了するまでの間、4月30日、5月15日、5月31日、6月15日に合わせ、実績と請求書を事務局へ提出する。

※6月15日を過ぎての提出は、正当な理由がない限り認めない。

旅行業者

- (ア) 「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン宿泊・旅行申込書（写し） ※様式3
- (イ) 「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン日帰り旅行申込書（写し） ※様式4
- (ウ) 給付報告書・旅行会社用（請求書代わり） ※様式5
- (エ) 教育旅行団体申込書 ※様式6
- (オ) 教育旅行団体給付報告書 ※様式7
- (カ) 旅行会社用・地域限定クーポン発行実績報告シート ※様式8
- (キ) 前項目に掲げる書類のほか、必要な書類として事務局が求めるもの ※P17・18参照
※申請書類一式は「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン特設サイトからダウンロードにて利用願います。

月の提出回数(1回又は2回)。

①毎月の提出は、事業予算進捗を確認するうえで重要となるため、必ず提出願います。

※提出方法は、専用キット利用の事。

※上記とは別に、販売進捗状況の報告を定期的に求めることがある。



②事務局は、給付金の請求があった場合は、内容を精査の上、適正な内容であると確認した日から、30日以内に旅行業者の指定口座に給付金を振り込む。

精算スケジュール

	加盟店より請求書(旅行代金・宿泊代還付金)の到着日			振込指定日
日程①	2021/4/15	～	2021/4/30	2021/5/31 (月)
日程②	2021/5/1	～	2021/5/14	2021/6/15 (火)
日程③	2021/5/15	～	2021/5/31	2021/6/30 (水)
日程④	2021/6/1	～	2021/6/15	2021/7/15 (木)

実績報告方法

【その他必要な書類】

旅行会社

「様式3、4、6」に記載されている下記項目の適切さが証明される帳票を保管すること。
 既存の帳票類がない場合は、「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン特設サイトに掲載されているモデル様式を使用すること。

※必ずしもモデル様式を使用する必要はない。

- 申込者住所（本人記載）
- 代表者名（自署）
- 利用日・チェックイン日
- チェックアウト日
- 泊数
- 代表者以外の宿泊者名（旅行者名）
- 旅行代金・宿泊代金(割引前代金計)
- 旅行・宿泊代金割引額
- 割引後の支払額
- 旅行会社名（社判）
- ご担当者名

旅行形態	必要な書類	
	上記項目の適切さが証明される帳票(※1)	左記の他に必要な書類
受注型企画旅行 (一般団体)	モデル様式㉔ 「旅して応援！」あきた県民割給付報告書受注型企画旅行一般団体/個別計算用 モデル様式㉕ 「旅して応援！」あきた県民割給付報告書受注型企画旅行一般団体/日帰り旅行用 ※モデル様式を利用する場合、㉔か㉕いずれかを保管すること。 お客様のサイン：必要	行程表、日程表、パンフレットに記載の行程のコピーまたは旅行の行程がわかる書類
受注型企画旅行 (教育団体)	モデル様式㉖ 「旅して応援！」あきた県民割給付報告書受注型企画旅行教育旅行団体/修学旅行用 モデル様式㉗ 「旅して応援！」あきた県民割給付報告書受注型企画旅行教育旅行団体/修学旅行除くその他教育旅行用 モデル様式㉘ 「旅して応援！」あきた県民割給付報告書受注型企画旅行教育旅行団体/日帰り旅行用 ※モデル様式を利用する場合、㉖～㉘いずれかを保管すること。 お客様のサイン：必要	行程表、日程表、パンフレットに記載の行程のコピーまたは旅行の行程がわかる書類
募集型企画旅行	モデル様式㉙ 「旅して応援！」あきた県民割 お支払額計算書兼給付同意書（対面用）※募集型企画旅行用・手配旅行用 モデル様式㉚ 「旅して応援！」あきた県民割 お支払額計算書兼給付同意書（非対面用）※募集型企画旅行用・手配旅行用 ※モデル様式を利用する場合、㉙か㉚どちらかを保管すること。 お客様のサイン：不要 （モデル様式㉙は地域限定クーポン受領証としてもご利用いただけるよう、お客様のサイン欄を設けているが、保管いただく際はお客様のサインが無くても可。）	行程表、日程表、パンフレットに記載の行程のコピーまたは旅行の行程がわかる書類
手配旅行	モデル様式㉛ 「旅して応援！」あきた県民割 お支払額計算書兼給付同意書（対面用）※募集型企画旅行用・手配旅行用 モデル様式㉜ 「旅して応援！」あきた県民割 お支払額計算書兼給付同意書（非対面用）※募集型企画旅行用・手配旅行用 ※モデル様式を利用する場合、㉛か㉜どちらかを保管すること。 お客様のサイン：不要 （モデル様式㉛は地域限定クーポン受領証としてもご利用いただけるよう、お客様のサイン欄を設けているが、保管いただく際はお客様のサインが無くても可。）	旅行代金の内訳が分かる書類

(※1) モデル様式は「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン専用サイト(事業者向け)に掲載されているので、既存の帳票類が無い場合は利用すること。

特設サイトURL <https://aki-wari.com>

募集型企画旅行 ※パッケージ商品以外（組織内募集等）

【一般団体/教育団体共通】

(1) 給付対象可否について

- ① 給付を適用する旅行代金の対象項目及び対象外項目については、別表（P8・9）参照。
- ② 現地での支払いがあるものについては旅行出発前に予め旅行代金に含まれていた項目であれば対象となる。
- ③ 旅行先で新型コロナウイルス感染の疑いのある症状が発生（濃厚接触者も含む）した場合及び陽性反応が出た場合にかかる延泊費用、交通費、食事代等については「現地で新たに発生した項目」という解釈に則り、給付対象外とする。なお、上記費用を補填する保険等については契約保険会社に問い合わせること。

(2) 申請について

給付申請に必要な書類（①は事務局に提出、②は保管が必要）

- ①本マニュアルP16の【月次報告】記載の書類
- ②本マニュアルP17の【その他必要な書類】記載の書類
 - ・「旅して応援！」あきた県民割 お支払額計算書 兼 給付同意書（モデル様式㊸もしくは㊹）
モデル様式については「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン特設サイトにて確認すること。 特設サイトURL <https://aki-wari.com>
 - ・行程表、日程表、パンフレット記載の行程のコピー等

※「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン公式サイトに掲載されている上述のモデル様式は下記項目をすべて網羅しているが、各社で既存の帳票類で下記項目を満たしていればそちらでも可。

- 予約を特定する番号や契約者名等
- 旅行開始日
- 行き先都道府県
- 申請者名(旅行者(代表者))
- 給付対象宿泊日数
- 宿泊者数(合計)
- 人数
- 一人あたりの旅行・宿泊代金(割引前代金計)
- 旅行宿泊代金割引額
- 割引後の支払額
- 宿泊施設名

受注型企画旅行

【一般団体/教育団体共通】

- (1) 給付対象可否について
 - ①給付金の対象とならない旅行
 - ・旅行契約とは別に行う業務委託費、行程に含まれていない項目（事前予約以外）等は対象外。
 - ・給付を適用する旅行代金の対象項目及び対象外項目については、別表（P8・9）参照。
 - ②現地での支払いがあるものについては旅行出発前に予め旅行代金に含まれていた項目であれば対象となる。
 - ③旅行先で新型コロナウイルス感染の疑いのある症状が発生（濃厚接触者も含む）した場合及び陽性反応が出た場合にかかる延泊費用、交通費、食事代等については「現地で新たに発生した項目」という解釈に則り、給付対象外とする。なお、上記費用を補填する保険等については契約保険会社に問い合わせること。
 - ④旅行中、予定のない途中離団の旅行者が発生した場合、受注型企画旅行の業法上旅行費用の全額を収受するので旅行参加人数に含めて給付の対象とする。

- (2) 申請について
給付申請に必要な書類（①は事務局に提出、②は保管が必要）

①本マニュアルP16の【実績報告書】記載の書類

②本マニュアルP17の【その他必要な書類】記載の書類

- ・「旅して応援！」あきた県民割給付報告書 受注型企画旅行（モデル様式㉗～㉘）
モデル様式についてはGo To トラベル事業公式サイトにて確認すること。

特設サイトURL <https://aki-wari.com>

- ・行程表、日程表、旅行の行程（宿泊施設名含む）がわかる書面

※「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン公式サイトに掲載されている上述のモデル様式は下記項目をすべて網羅しているが、各社で既存の帳票類で下記項目を満たしていればそちらでも可。

- 予約を特定する番号や契約者名等 ● 旅行開始日 ● 申請者名(旅行者（代表者）)
- 給付対象宿泊日数 ● 宿泊者数(合計) ● 人数
- 一人当たりの旅行・宿泊代金（割引前代金計） ● 旅行宿泊代金割引額
- 割引後の支払額 ● 宿泊施設名

【教育旅行団体対象】

- (1) 教育旅行団体の定義について
「教育旅行団体」とは、小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・高等専門学校・専修学校において、文科省が定める教育旅行として学校側と契約締結をするもの全て。
- (2) 対象期間について
令和3年4月3日～令和3年6月1日チェックアウトまでの旅行も対象とする。
具体的な旅行の日程と本事業による割引の可否については確定後、「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン特設サイトで公表する。なお、地域限定クーポンの配布は5月31日出発分までとする。
- (3) 教育旅行団体をやむを得ず中止とした学校でその代替案として新たに設定した旅行（日帰り）についても給付の対象とする。なお、その際は取扱要領を遵守した旅行にすること。（本マニュアルP6参照。）また、対象期間も上記（2）に準ずる。

共通事項

(1) 給付対象可否について

①給付対象外となる商品について

●換金性の高い金券類をプラン内容に含む旅行・宿泊商品

「換金性の高いもの」の例

・金券類

(Q U Oカード等のプリペイドカードやビール券、おこめ券、旅行券や店舗が独自に発行する商品券等)

・鉄道の普通乗車券・特急券(指定席券等を含む)・回数券など ※企画乗車券除く

・収入印紙や切手

・宿泊にあつて、添い寝等による寝具を必要としない乳幼児における追加食事代等

●上記のほか、事務局が対象として適切でないと認めるもの

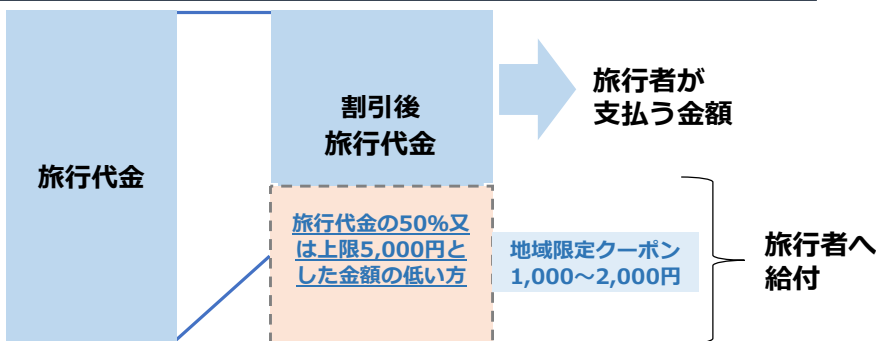
②その他

・宿泊施設の滞在時に追加手配した商品・サービスに係る代金は対象外となる。

・宿泊施設が自ら振り出すいわゆる「宿クーポン」が利用される場合、「宿クーポン」相当額は対象外となる。

割引例

- ※地域限定クーポンは、4月16日以降に開始する旅行から利用開始する。
- ※複数人を対象とした給付額の算出根拠は、一人当たりの旅行代金を基準とする。
- ※旅行代金0円の乳児は給付対象外となり、人数に加えない。
(例4参照)



旅行代金割引と地域共通クーポンが1セット

(例1) 1泊朝食付 16,800円のホテルに大人2人で宿泊する場合

旅行代金 **33,600円** (おひとり様16,800円×2名)

一人当たりの旅行代金に割引上限5,000円を適用

割引後
(一人当たり旅行代金)
11,800円

地域限定クーポン付与
(一人当たりお支払額
2,001円以上)
2,000円×1泊分

お支払い総額

(16,800円-5,000円) × 2名
= 23,600円

地域限定クーポン4,000円付与

(例2) 2泊3日大人1人90,000円・子供1人70,000円の募集型企画旅行に
家族4人 (大人2人・子供2人) で行く場合

旅行代金 **320,000円** (大人おひとり様90,000円×2名+子供おひとり様70,000円×2人)

一人当たりの旅行代金に上限5,000円の2泊分を適用

割引後
(一人当たり旅行代金)
大人80,000円
子供60,000円

地域限定クーポン付与
(一人当たりお支払額
2,001円以上)
2,000円×2泊分

お支払い金額

(90,000円-10,000円) × 2名
(70,000円-10,000円) × 2名
= 280,000円

地域限定クーポン16,000円付与

(例3) 1人20,000円の日帰り旅行 (往復交通費+昼食+観光施設入場) に3人で行く場合

旅行代金 **60,000円** (おひとり様20,000円×3人)

一人あたりの旅行代金に上限5,000円を適用

※日帰り旅行の給付額上限は1人 5,000円

割引後
(一人当たり旅行代金)
15,000円

地域限定クーポン
(一人当たりお支払額
2,001円以上)
2,000円×1日分

お支払い金額

(20,000円-5,000円) × 3名
= 45,000円

地域限定クーポン6,000円付与

7 「旅して応援！」あきた県民割キャンペーンの利用に係わる留意事項

(例4) 2泊3日1人90,000円の募集型企画旅行に家族4人
(大人3人+乳児1人で行く場合)

旅行代金 **270,000円** (おひとり様90,000円×3人)

一人あたりの旅行代金に上限5,000円の2泊分を適用

割引後
(一人当たり旅行代)
大人80,000円
乳児0円

地域限定クーポン付与
(一人当たりお支払額
2,001円以上)
2,000円×2泊分

お支払い金額

(90,000円-10,000円) × 3名
= 240,000円

地域限定クーポン12,000円付与

(例5) 1泊2日1人8,500円のホテルに大人1人で行く場合 (会員ポイント利用)

旅行代金 **8,500円** (おひとり様8,500円×1人)

一人あたりの旅行代金に4,000円を適用
※会員ポイントは現金と同じ扱い

割引後
(一人当たり旅行代金)
4,500円

地域限定クーポン
(一人当たりお支払額
2,001円以上)
2,000円×1泊分

お支払い金額

8,500円-4,000円×1名
= 4,500円
(ポイント支払い)

地域限定クーポン2,000円付与

※旅行会社独自の会員向けポイントがある場合は、ポイントも含めた一人あたりの旅行代金からの割引計算とします。

■割引額 早見表

1人あたりの宿泊・旅行代 (消費税、入湯税、旅行代含む)	割引額
0～1,999 円	対象外
2,000～2,999 円	1,000 円
3,000～3,999 円	1,500 円
4,000～4,999 円	2,000 円
5,000～5,999 円	2,500 円
6,000～6,999 円	3,000 円
7,000～7,999 円	3,500 円
8,000～8,999 円	4,000 円
9,000～9,999 円	4,500 円
10,000円～	5,000 円
	※事務局請求額

■地域限定クーポン 早見表

割引適用後の旅行代金	地域限定クーポン
～1,000円	対象外
1,001円～2,000円	1,000円
2,001円～	2,000円

取消料の取扱について

旅行者の事由に基づく取消料については以下の通り取り扱う。

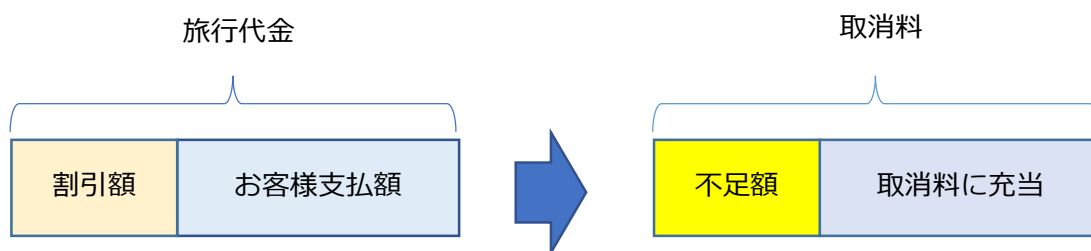
- ①取消料は旅行者の負担となり、給付金の対象にはならない。
- ②取消料は割引前の旅行代金にかかるものとする。
- ③給付金による割引（旅行代金の2分の1相当額、上限5,000円以下）が適用された「決済済みの旅行代金」より取消料が大きくなる場合、不足額は旅行者の負担となる。

※地域限定クーポンは取消料の有無に関わらず、回収する。

回収したものは無効処理の上、事務局へ返納すること。

具体的な手法は決定後、「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン公式サイトに掲載する。

当日無連絡により、100%の取消料が発生した場合

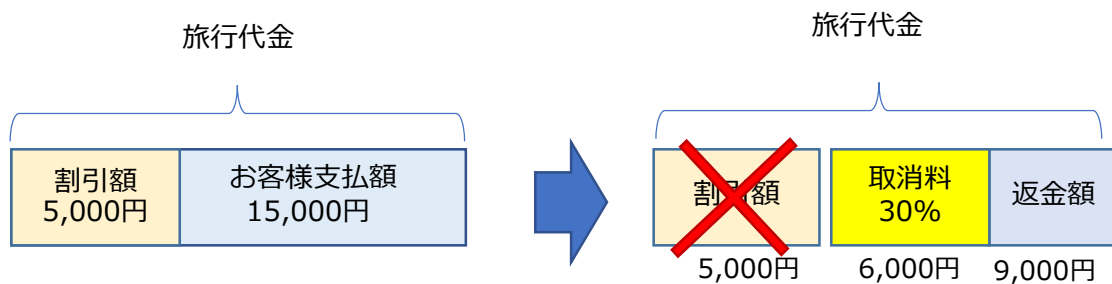


※不足額（割引額＝旅行代金の2分の1相当額、上限5,000円）以外は旅行者が負担する。

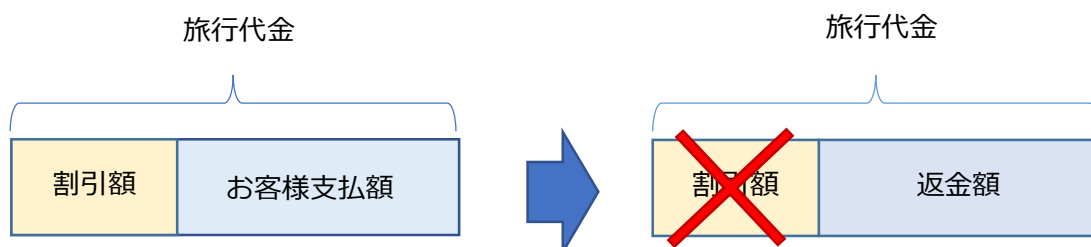
※地域限定クーポンは回収

旅行開始前（30%）の取消料が発生した場合

例）1人1泊あたり旅行代金20,000円の場合



※取消料は旅行代金に対する割合
※地域限定クーポンは回収

旅行開始前の取消料が発生しない場合

※地域限定クーポンは回収

「旅して応援！」あきた県民割キャンペーンに係わる証拠書類について

本事業は国の会計検査院の調査対象事業のため、事業で使用した証拠書類等は、報告時に提出の必要がないものについても給付金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管する。

不正利用の防止について

参画事業者は、不正利用防止のために不正利用を極力排除するための措置を講じなくてはならない。

- (1) 給付金の対象となる商品の販売に際しては、本事業の対象となっている商品であることを明らかにした上で、割引前の販売価格（税及びサービス料を含む。以下同じ。）及び割引を受けた後の支払額と併せ、本事業による割引額にあたる金額を明記する。
- (2) 給付対象商品に規定する中で、次の各号のいずれかに該当するものは対象外とする。
 - ①新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、観光庁が特定の地域及び期間について本事業の実施を取りやめることとした場合における該当地域及び期間の商品。
 - ②本事業以外の国または地方自治体の補助金等による助成を受けている場合で、本事業による給付額との合計が販売価格を超えるもの（国又は地方自治体の支援が重複するもの）。
 - ③施設や旅行を予約したが、実際には利用しないいわゆる「ノーショウ」と呼ばれる行為。
 - ④行程に県外の地域が含まれるもの。
 - ⑤その他、事務局が不相当と認めるもの。

新型コロナウイルス感染症対策

旅行業者は旅行者に対して、旅行先で新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じたうえで行動するよう周知する。

その他

事務局は、必要に応じて参画事業者から報告を求め、調査を行うことがあり、取扱要領の規定に違反した場合や不正な申請を行った場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。取り消しを命じられた事業者は、当該取消に係る部分に関し、事務局が指定する期日までに、直ちに給付金を返還しなければならない。

取扱要領に則った取組が条件であり、事業開始前に必ず本マニュアル・取扱要領を確認すること。

※ マニュアル及び各様式については改訂する必要があるため、各手続きの前に、「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン特設サイトにて最新版かを確認すること。

8 その他

(1) 登録に関する申請書類、月次報告書、実績報告書などの提出書類は内容に相違ないように確認の上、署名・捺印をお願いします。

※ 署名・捺印は事業者様の代表者又は、担当部署の責任者名をお願いします。

(2) 制度の趣旨を踏まえ、取扱要領等で定めたルールに則った取組をお願いします。

(3) 給付金をお客様へ還元せず、対象事業者及び参画事業者の利益とすることは厳禁です。

(4) その他のご不明な点は、下記コールセンターへお問い合わせください。

(5) 天災、火災、ストライキ、暴動又は戦争行為などの不可抗力が発生し、本事業が中止又は一時停止となった場合は、本事業中止に起因する一切の損害賠償について国又は事務局は負わないこととします。

(6) 下記事項が発覚した場合、「旅して応援！」あきた県民割事業登録旅行会社としての登録を取り消すとともに、事業者名を公表し、給付金の給付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

①申請内容に虚偽等があった場合 ②取扱要領の規定に違反した場合

③事務局の指示に違反した場合 ④登録旅行会社として適切でないと事務局が判断する場合

※事務局は必要に応じて対象登録旅行会社から報告を求め、また、立入調査を行うことがあります。

※一度登録が取り消された場合、以後、「旅して応援！」あきた県民割事業の対象旅行会社に登録されることはありません。

※不正に給付金を受給した場合には、詐欺罪等による刑事告発の対象となる場合があります。

コールセンター電話番号

●旅行会社向け

「旅して応援！」あきた県民割コールセンター

(9時～18時 年中無休)

0120-310-012

※本マニュアルの内容は、今後の感染状況や、感染症の専門家のご意見、秋田県の全体方針等を踏まえて変更することがあります。